２０２０年５月１３日

ご契約者の皆さまへ

損害保険ジャパン株式会社

**新型コロナウィルス感染症に関する****医師賠償責任保険の商品改定のご案内**

拝啓　皆さま方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。新型コロナウィルス感染症に罹患された皆さまおよび影響を受けられた関係者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、新型コロナウィルスの感染による影響が全国規模で拡大を続けていることをふまえ、特定感染症危険担保追加条項に新型コロナウィルス感染症を補償対象とする商品改定を実施いたします。

　以下の通り、商品改定の内容をご案内いたしますので、ご不明な点につきましては、取扱代理店もしくは弊社までお問い合わせください。

敬具

記

**１．商品改定の内容**

　　医師賠償責任保険の特定感染症担保追加条項オプションに新たに「指定感染症追加補償特約」を追加保険料なしで自動セットいたします。これにより、指定感染症である新型コロナウィルス感染症を2020年2月1日に遡及して補償の対象に含めます。

＜特定感染症＞

|  |  |
| --- | --- |
| **区分** | **感染症** |
| 一類感染症 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 |
| 二類感染症 | 急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウィルス属ＳＡＲＳコロナウィルスであるものに限る） 、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウィルス属ＭＥＲＳコロナウィルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１、Ｈ７Ｎ９） |
| 三類感染症 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス |
| 指定感染症 | 新型コロナウィルス感染症（※） |

（※）新型コロナウィルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）第１条により

指定された新型コロナウィルス感染症をいいます。

**３．改定実施時期**

上記商品改定は、2020 年 2 月 1 日（※）に遡って適用します。具体的には、以下の契約が対象となります。

－2020 年 2 月 1 日が保険期間に含まれる契約

－2020 年 2 月 1 日以降に保険始期がある契約

 　（※）「新型コロナウィルス感染症を指定感染症として定める等の政令」等の施行日です。

以上

このご案内は改定の概要を説明したものです。詳細は以下のお問い合わせ先までご照会ください。

■取扱代理店

株式会社久留米保険企画

福岡県久留米市国分町２０３９－６

ＴＥＬ：０９４２－２１－０７３８

ＦＡＸ：０９４２－２１－６６８１

■引受保険会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

＜連絡先＞

https://www.sompo-japan.co.jp/contact/

SOMPOグループの一員です。



（SJ20-50025　2020.5.7）